

民間発注工事等における「誓約書」の活用①

1. 現状

○ 発注者における加入企業に限定した取組の状況

公共

- ・ 国土交通省や一部の都道府県発注工事
→ 下請企業も含め社会保険*加入企業に限定することを発注者との契約において定めている。
- ・ 他の自治体発注工事(特に市町村)
→ 契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・ 平成29年7月の中央建設業審議会において、公共約款を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。

民間

- ・ 発注工事を加入企業に限定することを促す具体的な取組は行われていない。

* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

2. 課題

- ・ 建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められている状況。
- ・ 加入企業に限定していない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携わる可能性。
- ・ 発注者と受注者が連携して、社会保険の加入を進めていく取組が必要。

建設キャリアアップシステム

工事完了後であっても当該工事に従事した企業及び技能者の情報(社会保険の加入状況等)の確認が可能(現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が可能)。

※ 平成30年秋から運用開始予定

(案)

- ・ 社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るための取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する。

民間発注工事等における「誓約書」の活用②

(1) 誓約書の活用方法

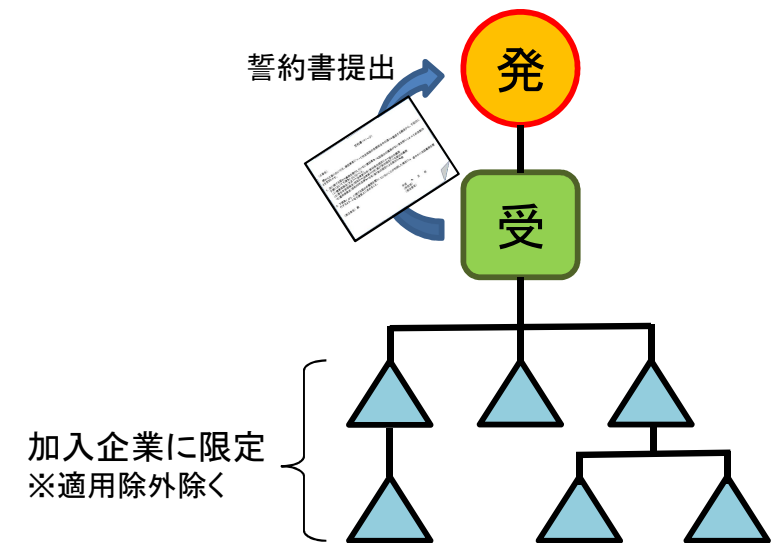
○誓約書のひな形の作成

- ・受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成。

○誓約書活用のイメージ

- ①受注者は、発注者に対し、誓約書を提出
- ②発注者は、提出された誓約書を受領
- ③受注者は、工事施工期間中、現場において誓約書の写しを掲示

※必要に応じ、発注者から受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるケースも想定



(2) 誓約書活用を促す取組

- ・国土交通省から、建設業関係団体に対して、発注者に対する誓約書の提出を推奨。
- ・また、主要な民間発注者団体や社会保険加入企業に限定する取組を実施していない地方公共団体に対し、提出された誓約書を受領等についての協力を呼びかけ。

誓約書(イメージ)

(発注者名) 殿

(工事名)

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての回数において下請負人とししないこと。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

平成 年 月 日
(所在地)
(受注者名)

「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用①

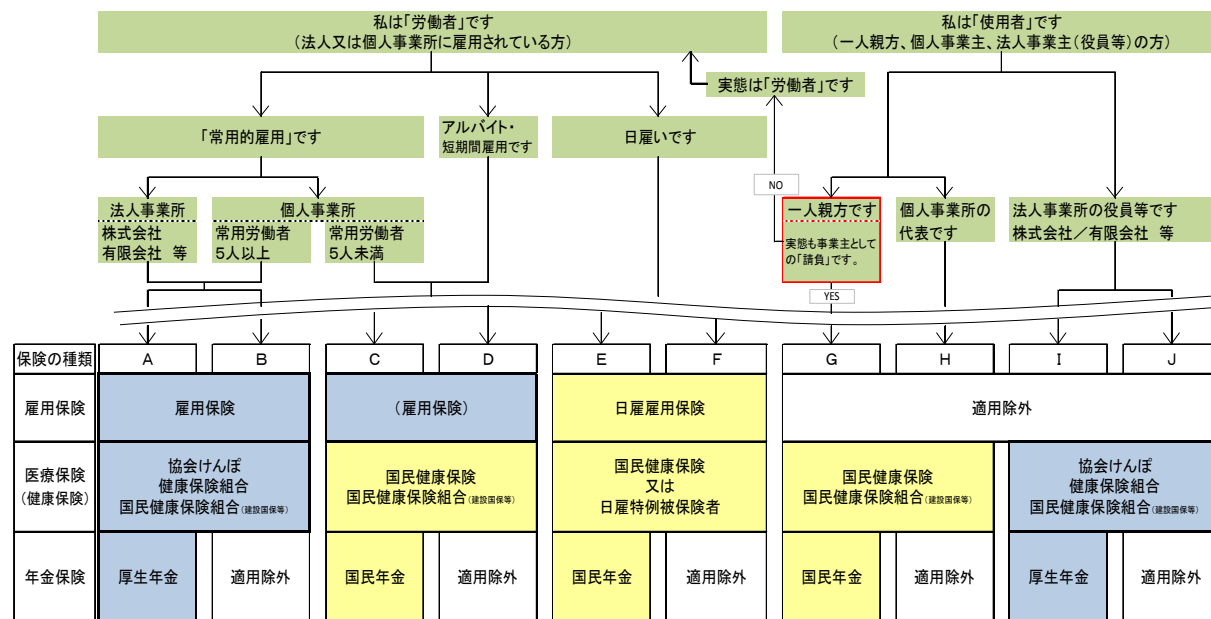
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲については、昨年12月に注意点に関する事務連絡を発出、本年4月には注意喚起の文書を国交省HPにて公表するなど、これまでも周知徹底に努めてきたところ。
- 一層の周知徹底を図るため、加入すべき社会保険をフローチャート形式で確認できるリーフレットを作成し、社会保険の加入状況の確認及び加入指導に活用する(既存の一人親方に関する「働き方チェックシート」もあわせて活用)。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	-	役員等	-	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
個人事業主	5人~	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)	厚生年金
	1人~4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	-	事業主、一人親方	-	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

フローチャートを活用し、

- ・元請企業は、下請企業に配布し、加入状況の確認を促す
- ・下請企業は、自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認



■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの
■ 個人で加入するもの
= ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲

「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用③

働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。

〔一人親方であっても、実態として仕事の指示や指揮監督を受けていると、労働者に当たると判断され、会社で保険加入するべき場合がありますので、このチェックシートで確認してください。〕

以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まれたら、自分の判断で断る自由はありますか <small>仕事先:あなたに工事を発注する会社</small>	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由はない	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由がある
Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由はありますか	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由はない	<input type="checkbox"/>	自分に断る自由がある
Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか	<input type="checkbox"/>	受けている	<input type="checkbox"/>	受けていない
Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか	<input type="checkbox"/>	仕事先から決められている	<input type="checkbox"/>	自分で決められる
Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか	<input type="checkbox"/>	仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要	<input type="checkbox"/>	自分の判断で仕事を終えることができる
Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事を行うことができますか	<input type="checkbox"/>	別の現場での仕事を行うことは許されない	<input type="checkbox"/>	別の現場で仕事を行うこともできる
Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内容は方法はどのように決めていますか	<input type="checkbox"/>	毎日細かな指示や具体的な指示を受けて働く	<input type="checkbox"/>	毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量で判断している
Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代替りの者に行わせる場合はどのようにしていますか	<input type="checkbox"/>	会社が代替りの者を探す	<input type="checkbox"/>	自分の判断で代替りの者を探す
Q9. あなたの頼まれた仕事を代替りの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕事先から誰が受け取りますか	<input type="checkbox"/>	代替りをした者	<input type="checkbox"/>	自分
Q10. あなたの通常の実ミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰がその損害を負担しますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が負担する	<input type="checkbox"/>	自分が負担する
Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/>	必要な機械・器具は自分で持ち込む
Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか	<input type="checkbox"/>	仕事を依頼した会社が提供する	<input type="checkbox"/>	すべて自分で調達する
Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか	<input type="checkbox"/>	一日あたりの単価など働いた時間による	<input type="checkbox"/>	工事の出来高見合い

左右で☑が多かった方はどちらですか

左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い
 右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い

労働者性が強い
 (雇用されるべき労働者)

事業者性が強い
 (一人親方)

※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多かったからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。